

令和5年10月

インボイス制度の概要

税理士法人 真下経営

① インボイス制度とは

2023年10月1日からインボイス制度（適格請求書保存方式）が導入されます。

インボイス制度が始まると消費税の申告をすする事業者（課税事業者）にとってインボイス（適格請求書）は欠かせない書類になるため、取引先に対してインボイスの発行を求め
る必要が生じてきます。

ただし、このインボイスを発行できるのは税務署の審査・登録を受ける必要があり、免
税事業者のままでは適格請求書発行事業者になることはできません。

そのため、インボイスのない取引は敬遠されやすくなったり、値引き交渉を受けたりす
るなど好ましくない状況が心配されます。

② インボイス制度理解のためのキーワード

⇒ 免税事業者

消費税の課税売上高が1,000万円以下の場合、免税事業者になり消費税の申告・納税義務が免除されます。免税事業者はインボイス発行事業者にはなれませんが、消費税の課税事業者になる旨の届け出を行うことで、インボイス発行事業者として登録できるようになります。

※2023年10月1日から2029年9月30日までの経過措置期間中に登録を受ける場合は適格請求書発行事業者の申請のみで課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

⇒ 課税事業者

消費税の課税期間の課税売上高が1,000万円超の場合、消費税の課税事業者になります。この場合消費税の申告・納税義務がありますが、適格請求書発行事業者に登録することでインボイスを発行できます。

⇒ 仕入税額控除

消費税の計算は、売上とともに受け取った消費税から仕入れのために支払った消費税を差し引くのが原則です。このしくみを「仕入税額控除」といいます。仕入れ税額控除によって二重課税を防ぐことができ事業者の税負担を抑えることができます。売りがインボイスを発行してないと買いは仕入税額控除を適用できなくなります。つまりこの仕入税額控除を適用できるか否かで納付税額が大きく異なります。

⇒適格請求書発行事業者

消費税の課税事業者が税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出（インボイス登録申請）すると適格請求書発行事業者として登録されます。この手続きにより付与される登録番号が、適格請求書（インボイス）を発行する際に必要です。

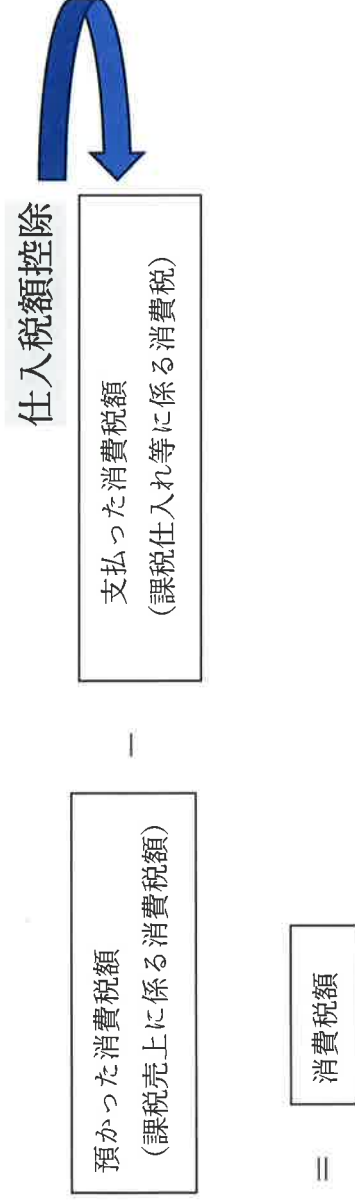
⇒売り手

買い手に対して、請求書などを発行する側である売り手は、インボイス制度導入後は買い手（取引先）の求めに応じて適格請求書（インボイス）を発行する必要があります。そのため、これまで免税事業者だった方も適格請求書発行事業者になるために課税事業者になることを検討する必要があります。

⇒ 買い手

請求書などを受け取る側である買い手は、インボイス制度導入後は適格請求書（インボイス）を受領しないと仕入税額控除を受けることができません。そのため、売り手（取引先）が適格請求書発行事業者であるか、受領した請求書などが適格請求書の要件を満たしているか、といったことを確認する必要があります。

③ 適格請求書を発行しない場合の影響



インボイスを発行できないことが買い手（課税事業者※1）にどのように影響するのでしょうか？売り手が免税事業者であるときの影響を確認します。

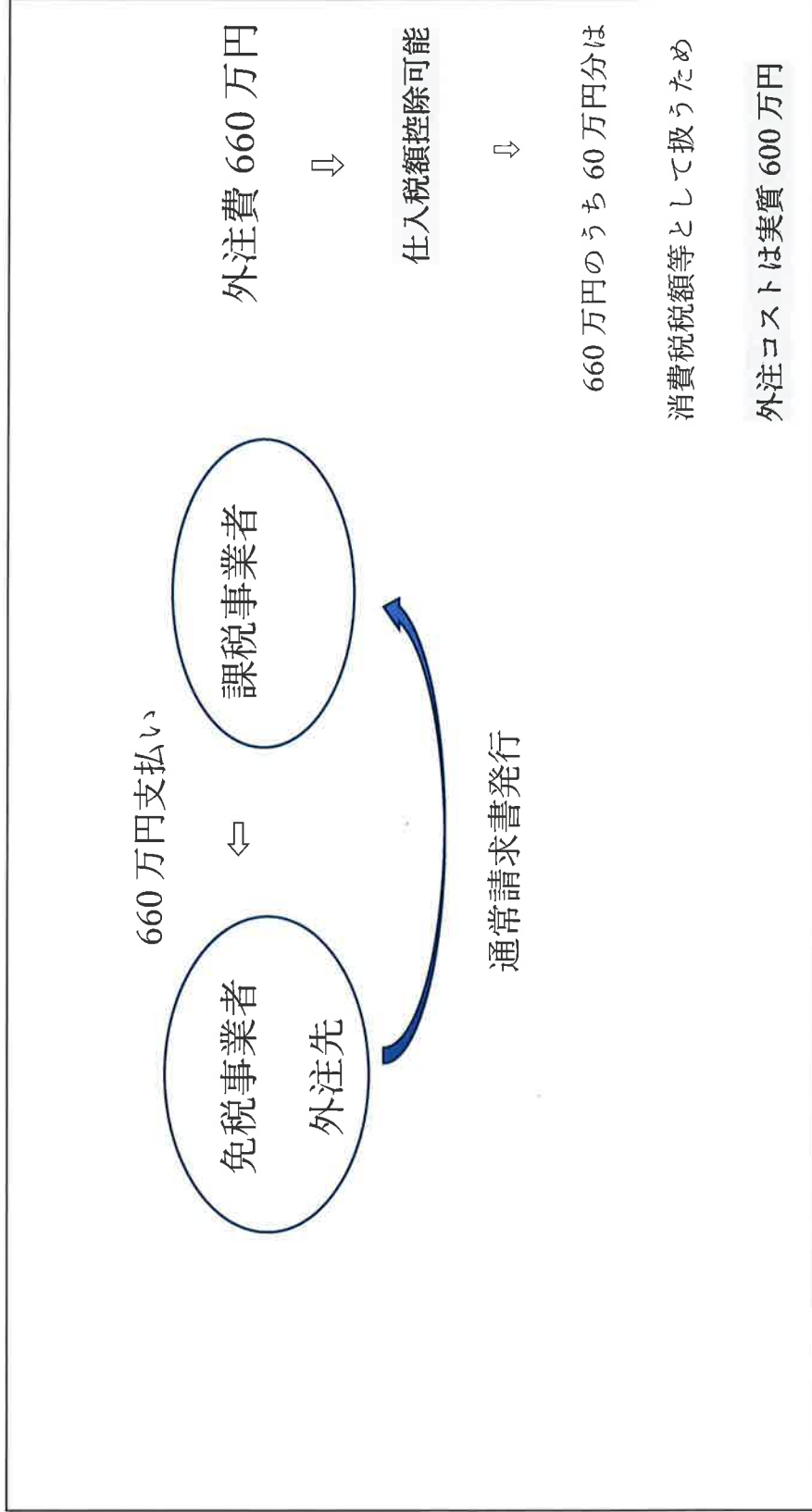
⇒仕入税額控除が大切

課税事業者は原則販売等により預かった消費税から仕入等により支払った消費税を差し引いて（仕入税額控除）消費税額を求めます。つまり、この仕入税額控除が適用できるか否かで納付税額が大きく異なります。 ※1 簡易課税制度を適用している場合は売り手が免税事業者か否かによる影響はありません。

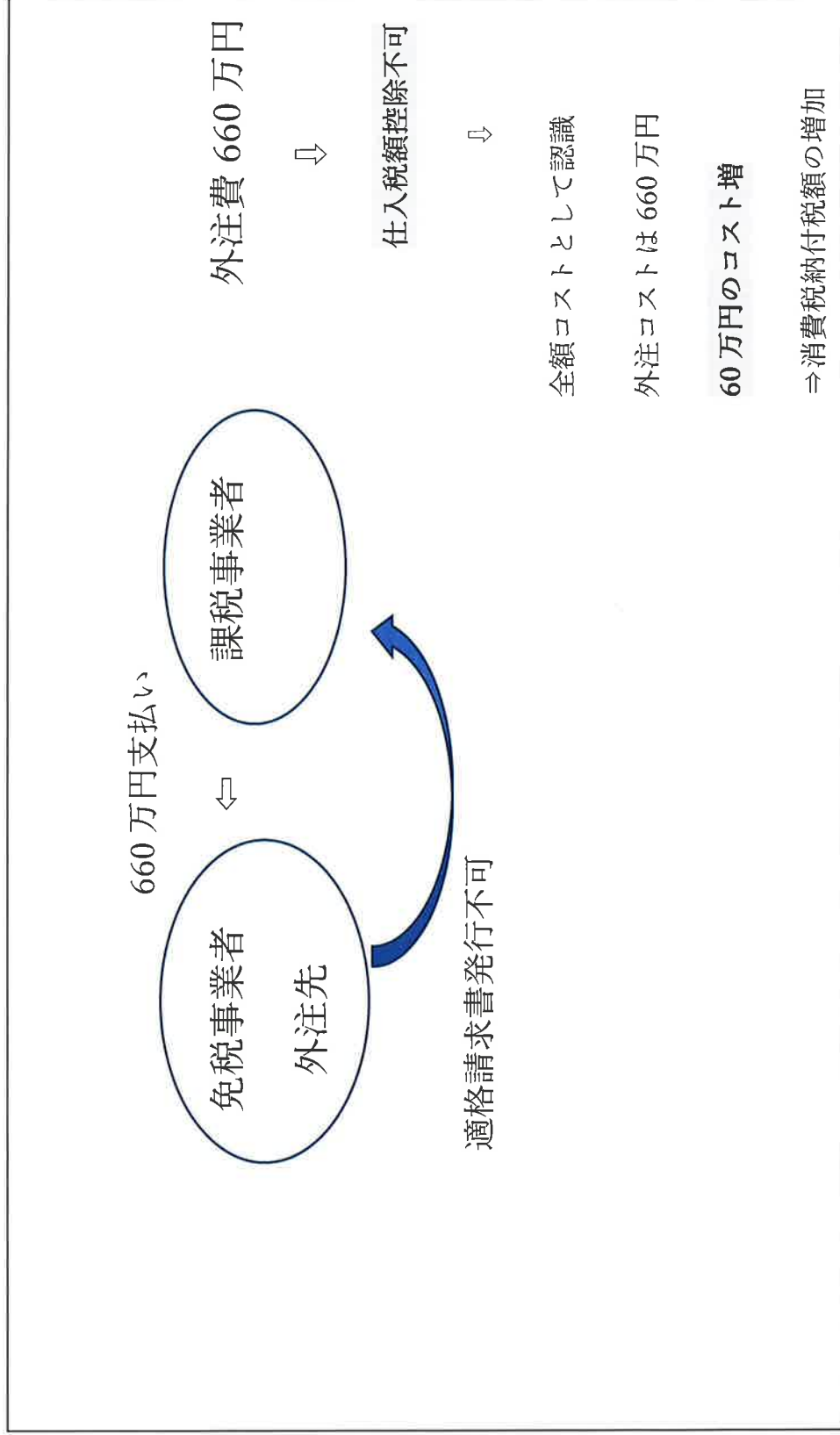
⇒適格請求書の有無でどう違ってくる？

インボイス制度の下で仕入税額控除を適用するには原則「適格請求書の保存」が求められます。そのため、仕入税額控除を適用したい課税事業者にとって売り手から適格請求書の交付を受けられるかどうかが重要になります。しかし免税事業者が売り手の場合は適格請求書の交付を受けることができません。外注先である免税事業者へ外注費として660万円支払った場合を確認します。

現行の場合



インボイス制度下



現行：令和5年9月末までの課税仕入れでは、仕入税額控除の適用に関して売り手が課税事業であることと要件としていません。売り手が免税事業者や一般の消費者であってもその支払が要件を満たす限り、支払った金額は消費税額等込みの金額とされ、仕入税額控除を適用することができます。事例では免税事業者である外注先へ支払った外注費660万円は消費税額等60万円分含まれているものとして仕入税額控除を適用し、600万円がコストになります。

インボイス制度下：一方で、インボイス制度開始後は、免税事業者である外注先から適格請求書の交付が受けられないため、経過措置期間や少額特例を除き原則仕入税額控除ができません。事例の場合、660万円は全額買い手のコストになります。

この負担は免税事業者と取引するにあたっての障害となり得ます。免税事業者に対してインボイス発行

事業者となるよう求めたり、値下げを求めたりという打診や交渉もあるかもしれません。インボイス発行

事業者になることは課税事業者になることなので安易な判断はできません。

④ 課税事業者になるべき？それとも免税事業者のままよい？

⇒免税事業者でいることのメリット等

消費税の申告や納税が不要。経理処理が安易、消費税納税の資金繰りの心配がない。このメリットを享受し続けるかそれとも課税事業者になった上で、インボイス発行事業者になることで現状の取引を維持するかこの2つの道を比較検討することになります。判断の鍵となるのは「中心的なお客様は誰か？」です。

⇒中心的なお客様＝一般消費者の場合

一般消費者を対象に商品の販売やサービスの提供をしている場合はインボイス制度の影響をほとんど受けません。お客様が適格請求書を必要とする機会も少ないので免税事業者のままです。支障はないと考えられます。

ただし例外もあります。接待利用の多い飲食店や業務で使用されることの多いタクシー等においては支払者は利用された個人ではなく、社内精算等を通じ、事業者になる場合が多くあります。この場合適格請求書の発行を求められることもあるでしょう。従って適格請求書発行事業者に登録し顧客離れを防ぐ必要がでてくる可能性があります。

⇒ 中心的なお客様＝免税事業者の場合

免税事業者への商品の販売やサービスの提供も影響はほとんど受けません。しかしインボイス制度開始や事業拡大をきっかけに、これまで免税事業者であったお客様が課税事業者になった場合は、対応を

迫られるかもしれません。適格請求書の発行ができなことが、その後の取引継続の足かせになる場合があります。

⇒ 中心的なお客様 = 課税事業者の場合

インボイス制度の影響を受けやすく、売上を左右する重要な要素になる場合は対策が必要です。課税事業者は適格請求書等がないと原則として一般課税では仕入税額控除ができず、納付税額が膨らみます。そのため、免税事業者に適格請求書発行事業者になるよう促したり、あるいは値下げを要求したり、場合によっては取引を敬遠・停止する等の対応もあるかもしれません。事業の継続・拡大を考えると、適格請求書発行事業者に登録することも一つの選択肢です。

⇒ 小規模事業者に係る税額控除の経過措置

インボイス制度に登録して課税事業者になった場合に利用できる措置があります。「2割特例」と呼ばれる期間限定※の措置で事前の届け出は不要で、申告時に選択することができます。

※令和5年10月1日～令和8年9月30日までの日の属する課税期間。この特例期間が終了する翌課税期間から簡易課税制度を選択適用する場合は、その適用したい課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出します。

免税事業者からの課税仕入れにかかる仕入税額控除の適用関係

期間	免税事業者からの課税仕入れにつき
令和5年9月末まで	全額控除できます
令和5年10月～令和8年9月末（3年間）	80%控除できます
令和8年10月～令和11年9月末（3年間）	50%控除できます
令和11年10月以降	控除できません

経過措置

適格請求書の例

請求書	
株〇〇 御中	
××年10月分	
10月1日 ※	6,480 円
10月2日 ※	3,240 円
:	
10月31日	8,800 円
① ※軽減税率	合計 109,000 円
	うち消費税額等 9,000 円
10%対象 55,000円	うち消費税額等 5,000 円
8%対象 54,000円	うち消費税額等 4,000 円
②	③
	△△商事
	④ 登録番号 T0001234567890

※簡易課税制度：業種ごとに定められたみなし仕入れ率を用いて消費税額を計算する方法。課税仕入れ等にかかる適格請求書の保存が不要のため、売り手が免税事業者か否かによる影響はありません。

※少額特例：一定規模以下の事業者は制度開始から6年間、税込み1万円未満の課税仕入れについてインボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が行えます（少額特例）。以下のいずれかに該当する場合が対象です。

- ・基準期間（個人；前々年、法人：前々事業年度）における課税売上高が1億円以下。
- ・特定期間（個人：前年1～6月、法人：前事業年度の開始後6か月）における課税売上高が5千万円以下の場合